



平成 30 年 9 月

福岡市消防団が 火災予防のため、ご家庭を 巡回訪問しています。

消防団活動の
一部をご紹介します!



活動服または
制服で訪問します。

平成 30 年第 1 回実施期間
9 月
(第 2 回) 11 月
(第 3 回) 3 月

消防団の予防指導員は、
「消防団予防指導員証」を提示します。
(※所属・顔写真・福岡市消防局発行の
「立入検査証」を確認できます。)

訪問先

消防団員が、管轄する地域を実施期間中に巡回し、ご家庭を訪問します。

- ※ 訪問先地域の公表や、訪問するご家庭への事前連絡は行っておりません。
- ※ 訪問件数は一回の実施期間中、市内全域で 1,000 件程度です。全ご家庭を訪問するわけではありません。

実施内容

ご家庭内の火気使用器具等の点検や、住宅用火災警報器の設置状況を確認し、必要に応じて防火のアドバイスをを行います。

- ① 消火器や、住宅用火災警報器などの販売は、一切行いません。
- ② 在宅者の承諾を得ずに、住居の中に入ることはありません。
- ③ 訪問のご予約などは、承っておりません。

【問い合わせ先】

・東消防署予防課予防係 092-683-0119	・城南消防署予防課予防係 092-863-8119
・博多消防署予防課予防係 092-475-0119	・早良消防署予防課予防係 092-821-0245
・中央消防署予防課予防係 092-762-0119	・西消防署予防課予防係 092-806-0642
・南消防署予防課予防係 092-541-0219	・予防部予防課普及啓発推進係 092-725-6672